

学生時代の想いでと期待

中 大 国 会 白 門 会 々 長

学 校 法 人 中 央 大 学 評 議 員 会 議 長

内 海 英 男



我が母校は明治十八年、英吉利法律学校として中央大学が創設されて以来、百余年の歴史と伝統を持つ大学であると常に誇りに思っています。特に法曹界は中央大学法学部を抜きにしては語れないと云っても過言ではありません。規律と秩序を重んじ、地位ある者は責任と義務を伴わなければならないと云う考え方は現在まで脈々として後輩へと受け継がれて居ります。

私は残念乍ら太平洋戦争の勃発により、学業半ばにして昭和十八年十二月、学徒出陣で海軍に入り、航空隊員として勤務中、二十年八月の終戦を迎えたのであります。当時、法学部三年在学中、假卒業で軍隊に入り、十九年九月、静岡県の大井海軍航空隊に居る時に父母から中央大学から卒業証書が届いたと云う連絡を受けたことを記憶して居ります。

私の大学時代は戦争苛烈な時代で軍事教練の強化で国家試験を目指して法学部に入った夢は全く打ち砕かれています。更

更に戦後二十一年に父が衆議院に初当選以来、父の選挙の手伝いやらで全く勉強する暇もなく、今日まで忙しい動

きの中で人生を過して来てしまい、若い時代の法曹界での活躍を夢見た頃を思い起し、慙愧に堪えないものがあります。

現在、国会白門会会長と云う立場で中央大学の評議員会議長を仰せ付かって居りますので理事会に出席させて頂き、色々と大学の発展する現状等を知ることが出来る様になりました。中大出身の国会議員は現在、衆、参合せて五十八名居ります。時々、大学の現状等を報告致して居ります。ご参考までに申し上げますが、国会議員の数としては、東大、早稲田に次で三位であります。私の学生時代には常に東大を抜き司法試験では中大が一番合格者が多かった様に記憶して居りますが、一昨年、昨年と除々に回復して、一〇〇名の大台に乗り、伝統の力強さを感じさせるものがあります。

山本理事長さんを始め、理事、監事の方々も一生懸命、大学の発展の為、努力されて居られるし、高木総長・学長先生も中央大学を日本一の大学にするのだと常に力強く活躍されて居ります。どうぞ、長い歴史と伝統に輝く我が中大法曹会の今後、益々の御活躍と御発展を祈念してやみません。

(以上)

大学建学の精神



日本弁護士連合会会長

阿部三郎

去る三月二五日、母校の法・経・商・文の四学部の卒業式が挙行されるに当り、学員を代表して祝辞をのべるよう指示されました。

折角の大学のご要請でありますので、あまり準備する時間のない假、母校の創立時における建学の精神を基調としながら、新学員の門出を祝福しながら所感を申上げ、責任を果させていただきました。

かねてより「中央法曹」の編集委員会より、投稿を求められておりましたが、起案する余裕もないため、当日の祝辞をそのままお送り申上げ、投稿文に代えさせていただきました。

学員代表祝辞

ご紹介を賜りました阿部三郎であります。

本日の卒業式に当たり、学員代表としてご祝辞を申し上げることとなりましたが、私の無上の光栄とするところで

あります。私は昭和二五年三月、法学部を卒業し、昭和二九年四月以来、今日までちょうど四〇年の弁護士生活ですが、現在日本弁護士連合会の会長をいたしております。

ご紹介いただきましたような私の在野法曹としての立場から、私は、本日、卒業生の諸君においては、すでにご承知いただいているところではありますが、わが母校中央大学の創立の原点について、「在野精神」という四文字に照らしながら、私なりの所感をお話申し上げ、はなむけの言葉とさせていただきたいと存じます。

私どもの母校中央大学は、今より一〇八年前の明治一八年七月一日、設立されました。

徳川幕府の末期頃より、日本に入ってきました近代西洋の法学は、わが国に法治思想をもたらし、これが基礎となり、明治一〇年に成立された東京大学を拠点として、官学といわれる官僚法学を育てました。

一方、この西洋法学は、すべての人は生まれながらにして天から平等の権利を授けられているとする、いわゆる天赋人權思想をも教えたのであります。この人權思想は、当時の自由民権運動の指導理論となり、この思想の学習を目的として、民間の法学塾、私立法学校が相次いで設立されたのであります。この私立法学校のうち、有力な数校が次第に規模を拡張して私立法律専門学校となりました。

当時、これらの私立法律学校は東京に集中し、そのうち東京法学校（現法政大学）専修学校（現専修大学）明治法律学校（現明治大学）東京専門学校（現早稲田大学）、英吉利法律学校（わが中央大学の前身）、この五校が五大法律学校といわれました。

その頃の学校の中での代表格でありました東京大学が官僚、官僚学者を輩出していたのに対し、私立法律専門学校の卒業者は、在野で、民間言論人、新聞記者、代言人となる者が多かったのが、その特色でもありました。この代言人は、明治二六年弁護士法の公布により、弁護士と変わっております。

いずれにしても、明治の若者は全国から青雲の志を抱いて東京に集い、官学か或は私学にと思い思いの学校を選ん

で、官学の場合は主として官界に、私学を経た者は主として在野の言論及び法曹の社会に進出したものが多かったの
であります。

この私立専門学校が出現した時期は、自由民権運動の高揚を背景とした、いわば東京における新法学の揺籃時代で、
官学派と私学派が対立し、それは当時の富国強兵の政策と、西洋諸国の治外法権の撤廃、不平等条約の改正をにら
んだ、国内体制確立のための法律の整備と司法制度の確立に関する手法の違いに由来するものであったものと思いま
す。私学派の中でもその手法の基本を異にするなどで活気に富んだ時代であったといわれるのであります。

英吉利法律学校の設立された明治一八年当時の日本は、明治維新後未だ二〇年足らずで、憲法も存在しない政治、
経済共に不安定の時期にありました。まさにあらゆるものが封建主義から近代主義へと移行する激しい流動の時代で、
挙げて欧米の制度や文化の移入と模倣に狂奔していた時代でもありました。

法制の面でも、大審院を頂点とする裁判の制度が一通り備わったとはいえ、不平等条約の改正という大きな問題に
当面しながらも、民法典は政府の法律顧問、フランス人、ボアソナードの手によって、やっと編纂が進められている
程度、刑事法の面でも、やや法典の形をなすようになった旧刑法や治罪法が施行されて日なお浅く、刑事弁護の制度
や裁判公開が認められて、漸く三年目という時期でした。

また経済、産業の機構においても、明治一五年に日本銀行が設立され、紙幣制度は統一されたものの、公営企業で
ある鉄道、通信の組織も、その他金融、海運、保険、倉庫等の各民間企業の組織も未成熟であり、さらには米穀取引、
株式取引の業務も揺籃期にあり、商法も勿論会社法も存在しないことにより、個別的立法によって設立された法人も、
十指にもみたないほどありました。

このときにおけるわが母校の前身である英吉利法律学校の創立者の考え方は、民法、商法も含めて、一刻も早く新
しい日本の実情に則した法整備とその運用がなされ、早急に不平等条約の改正に備えた体制をとらなければならない

というこの時期、抽象的法体系性のフランス法一辺倒のやり方で、果たしてこの難局を克服できるであろうか、イギリスの法学は、国民の権利保護の伸張を基本とするという面だけではなく、イギリスそのものが、当時産業革命を経て世界的規模で、めざましく発展し商業、産業のすべての実務上のルールにおいても、法の支配そのものが機能し、その実証性、実証性が尊重されている実情にあること、また、その法の運用においても、法制上の基礎づくり、培養及びその発展のため、バリスターといわれる弁護士が、優れた学識や事務能力をもって、これに当たっている現実をみるにつけても、わが国において今必要なことはイギリス法流による法学教育であり、バリスターにも匹敵する学識や、法的事務能力に優れた、しかも品性の高い紳士としての代言人を育成することであるとして、一八名の若い法律家によって、英吉利法律学校が創立されたのであります。

この一八名のうち、代言人が六名、また四名がイギリスのバリスターの資格を持っておられたとのことであります。こうして、私どもの母校の創立者は、官僚独善につながる概念法学を排し、社会の真理を体得することが真実の法学であるとして、創立早々の学科課程にも訴訟演習を導入するなどして、応用による実践の教育体制を確立されたのであります。

こうした基本的な信念に基くものであっただけに創立者の方々には、この実証性、あるいは在野性によって立つさまざまなエピソードも残されております。

明治一七年、イギリスよりバリスターの資格を得て帰国され、創立に当たられた増島六一郎先生は直ちに代言人となられ、官尊民卑の悪弊が著しかったこの時期、代言人の地位を高めることを生涯の仕事とされたといわれます。

当時、増島先生は代言人として裁判所の往復には馬車を用いていたそうであります。ところが、裁判所には、馬車の乗り入れに関して、「代言人は裁判所の門前で下車すべし」という、裁判官とは差別された規則があったそうであります。先生はこんな規則は代言人の地位向上のためにも改めさせなければならぬ。そのため、この規則は破るし

かないとして、裁判所の門前では、わざと馬に鞭を加えさえ、守衛の制止も聞かず、あつという間に馬車を玄関に乗り入れさせたというのであります。間違つた規則は、それを破り、規則はあつてないような実績を作らなければならぬということであつたのでしよう。

また、創立者高橋一勝先生は、明治一二年東京大学法学部を卒業し、誇り高き法学士の称号を得たが、法学士出身の代言人の第一号として、敢えて当時、社会的にもきわめて低い地位におかれていた代言人となつたのであります。官学の雄であつた東京大学出身の法学士が代言人となることなどは、当時としては考えられない程、珍しいことであり、新聞種となつたそうであります。

しかし、この高橋先生の英断は、その頃の代言人に向けられていた、あまりにも低い評価や、社会の誤解を解くために、新しい途を拓かれたものであり、代言人、そして弁護士地位確立のため、忘れ得ない人とされているのであります。

創立者岡村輝彦先生は、明治二四年に横浜地方裁判所長を退官し、弁護士となつたが、在官中から代言人の地位向上に深く心を寄せられていたとのことであります。

当時の法廷においては、訴訟関係者の氏名を呼び上げるに際し、判事、検事には敬語をつけていたが、代言人は全く呼びすてにされる慣例であつたところ、岡村先生は代言人にも敬語をつけて呼び上げるように改めさせ、また代言人の裁判所構内出入りのための乗り物使用禁止の規則を改め、判事、検事同様にすることを認められたというのであります。

こうして岡村先生も法曹の地位向上の先覚者とされているのであります。

創立者江木衷（まこと）先生は、内務省参事官を退任し、明治二六年弁護士となられたが、その後、同郷岩国藩の先輩であつた伊藤博文、山県有朋、井上馨等当時の元勳より屢々大臣その他の要職の推薦がなされたが、頑としてこ

れに応ぜられず、在野の弁護士を貫き退したという逸話が残されているのであります。

以上のとおり、創立者のエピソードを通じながら、私なりにわが母校の建学時における在野精神と、その当時の気風、あるいは校風を垣間見てみました。

ところで、今日わが母校中央大学はこの在野精神といわれるもののためでしょうか、法学部だけではなく、全学的に他大学に比べて些か地味であるとか、あかぬけないといわれることがあると聞きます。そうかと思うと多くの場合、中大出身者の仕事振りは堅実であり、まじめであるとして、その信頼度も抜群であるといわれます。

私は、それはまさに、あくまでも事実を根拠としながら物事の真実を証明するというやり方、物の見方、考え方がすべてに亘って実証的且つ経験的であるといわれる中央大学創立時以来の長年の伝統の然らしめる頭れであるとみえております。

確かに中大出身者の場合、大学を卒業し社会に飛びこみ、直ちに一躍して名を馳せるなどという派手なところはありません。しかし着実に実績を積み上げながら、最後には職場、企業のリーダー、或は社会の指導者としての地位を占めて来られたのが、わが中央大学の学員の多くの方々のいきかたなのであります。高木総長・学長先生はターゲットとして機会ある毎に「中央大学を日本一の大学にしよう」と云い続けておられます。

本年二月一日、私は朝日新聞の夕刊で「大学スポーツ日本一、ぐるりと見回せば」とのタイトルで、「伸び目立つ中大」として、優勝した競技数は日大一二に次いでわが中央大学の優勝数八、しかも「伝統校復活のきざし」との見出しさえもつけられて報道されている記事を見たのであります。私は、学生諸君も高木総長学長先生の大号令のもとに、日本一の中央大学を目指して頑張っているなど大いに満足したことでした。

同時に、私はこの記事を見ながら、私も学員も、それぞれの立場で、わが母校が日本一の大学としての評価が得られるように、職場活動を通じてさらに努力しなければならぬと自覚したのであります。大学卒業生の社会におけ

る実績上のいろいろなデータもありますが、わが中央大学は、全国著名な大学の中でも、すべてに亘って五位以内、平均的には三位にランクされていると思います。あともう一息で学員の方も日本一となれるという自信を持つ必要があります。そうでなければ私も学員としては母校にも、また学生諸君にも申し訳が立たないのであります。

このようなかでの本日の諸君の卒業式であります。

どうか、本日より、私共学員とともに、わが母校の社会における大学日本一をめざして頑張ろうではありませんか。しかし先程申し上げたように、派手なことは考える必要はありません。大器は晩成です。先を急ぐことはありません。

静かに行く者は、すこやかに行く

すこやかに行く者は、遠くまで行く

この言葉は、イタリアの経済学の碩学が留学する息子に贈った言葉だと聞いております。この言葉を拝借し、静かに、すこやかに、遠くまで行って欲しいという、私の心からなる願いをこめて、本日の祝辞といたします。

おめでとございました。

評議員会制度の改革について



学校法人中央大学理事

猪股喜蔵

一 中央大学理事会は、平成三年一月二五日同年度第一二回理事会において、理事会の中に中央大学基本規定（寄附行為）検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置し、一人の委員を選出した。

理事会が懇談会を設置したのは、平成三年五月二五日開催された評議員会において、一部評議員から、中央大学基本規定（寄附行為）（以下「基本規定」という。）改正の要否を検討するため評議員会を開催すべきことの見解が提出されたこともあって、まず、理事会において、前向きに検討すべき時期を迎えていた。

私は、同年六月二四日第六回理事会において、理事会の中に基本規定検討委員会（仮称）を設置して理事会として措置すべき方策に着手すべきであることを提案した。本学は時たまたま総合政策部設置申請をはじめとする重要案件をかかえ、これに専念しなければならない時期にあり、検討委員会の設置について直ちに採択する段階ではない、という意向が強く、各理事の意見を聞くことにとどめられた。しかし、学員会のなかに、また、一部評議員から、評議員会開催請求の意見や行動が活発になるに及んで、それから、五か月後の第一二回理事会で、前記のとおり基本規定を検討するための懇談会を設置したものである。

二 基本規定を検討する懇談会の任務は、「検討懇談会規程」第二条により、「基本規定に関する問題点を摘出整理し、理事会として措置すべき方策にいて理事長に具申する」ものとされた。

懇談会は、平成四年一月二〇日第一回会議を開催し、木戸口久治を座長に、土屋六郎を座長代行に互選し、①摘出整理する問題点とその範囲、②措置すべき方策の具体化、③検討期間等について意見交換をした。

懇談会は、同年一〇月末日ころまでには検討を終え、その結果を理事長に具申することとし、そのため、原則として毎月一回会議を開くこととしたが、途中、総合政策学部の新設、法学部国際企業関係法学科及び経済学部公共経済学科設置申請に係る文部省の実地調査、説明聴取等事務局が多忙で、手放せない事情があったために一時中断を余儀なくされた。そのため、懇談会の審議は同年一二月二六日まで継続し、同日に至って懇談会としての結論を得て、これを文書にして理事長に具申した。

三 懇談会が、基本規定に関する問題点を検討するに当たって、どんな立場から、どんな時点で、どんな視野から把握すべきかについて、基本的態度、基本的視点をまず問題とした。

懇談会の今回の任務は、基本規定の全面的見直しを策定するというものではなく、昭和五三年九月二七日付けで改正施行されている現行基本規定を、基本的には存続を図ることを前提としながら、現在時点で問題として検討を加えられるべき事項を摘出整理し、その結果改正を要する事項又は関連する付属規定の制定について、理事会として執るべき方策についての結論を得て、報告することとした。

そこでは、懇談会は、「基本的な検討課題」として

- 1 総長制度について
- 2 理事・監事制度について
- 3 評議員会制度について

4 研究所について

5 収益事業について

6 文部省の、基本規定に関する指摘事項についての六つの事項を抽出することにした。

四 基本規定に関する懇談会からの具申については、平成五年一月一日第一四回理事会の審議に付され、同年一月二五日の第一五回理事会において承認議決された。

従って、基本規定の在り方を検討するため、今後、理事長の諮問機関として、基本規定検討委員会（第二次）が設置され、検討がすすめられることになる。

基本規定についての基本的な検討課題・問題点は前記1ないし6の事項であるが、評議員会において従来特に問題として指摘されてきたものは1の総長制度と3の評議員会制度である。私は、従来、評議員の選出、評議員会の活性化について意見を表明し（中大法曹No11、No12、No13）、また、懇談会において、評議員会の機能化をすすめるべきことを、第一に提案し、そのために、評議員会の審議事項、評議員会の開催回数の増加、定数の減員を、第二に評議員会の活性化を図ることとし、そのために、評議員会の任務を広く策定し、他方、選任評議員の年齢制限・回数制度を厳しくし、名誉評議員制度等の新設について意見を表明した。そこで、評議員会制度の検討をすすめるに当たって、私なりに考えている事項を摘記してみた。

五 評議員会制度の改善をすすめる基本的視点

(1) 評議員会の機能化と活性化についての検討

第一は、評議員会の機能化についてである。

① 私立学校法四二条一項の規定は、評議員会を理事長の諮問機関として、重要な事項についてはあらかじめ評

議員会の意見を聞かなければならないとしている。そして、同条二項により、これら重要な事項については、寄附行為をもって評議員会の議決事項とすることができるものとして、その場合は評議員会を議決機関とすることができるとしている。

② 本学の基本規定（寄附行為）は三三条により、一号から六号までの事項については評議員会を議決機関として規定している。

学校法人が、評議員会を諮問機関とするか、議決機関として位置づけているかは、学校法人の基本規定（寄附行為）の定めによるわけであるが、財団法人、宗教色の濃い学校法人は前者に傾いており、社団法人的で宗教色のない学校法人は概して後者の議決機関として位置づけているのが一般のようである。

青山学院大学、上智大学などは前者の立場に属し、早稲田大学、慶応義塾大学、中央大学、明治大学などは後者の議決機関として位置づけている。しかし、重要事項のなかに種類を分けて一部を議決事項とし、一部を諮問事項としている大学もあるから、いずれかにしなければならぬという一定の基準があるわけではない。問題は、学校法人が評議員会に何を求め、また評議員会が学校法人の存立と運営について何をなし得るか、ということを自問自答して、現在の評議員会が、私立学校法および本学の基本規定の精神・趣旨に照らして、十分に機能しているのか、現状のままですと足れりとするか、という原点に立って検討を試みられなければならないのである。

③ 本学の評議員会は、組織・運営等から、既に形骸化しており、議案審議の内容からいっても単なる濾過機関のようになっているのであって、一般学員などが期待するような機能を果たしているとは到底言えないものとなっている。

就任している評議員は、このことを感じ、その実体を憂いていながら、せっかく推薦を受けて、就任してい

る榮譽心、優越心に自己満足を感じながら、評議員会の無機能を口にすることは、勇気のいることであり、また、相当に憚られるから、年二回開催される定例の評議員会に辟易として出席し、事勿れ主義で議案に賛成しているのが実体でもある。

このような実体を、まず根本的に改革をしなければならない。そのためには、評議員会の任務を、①議決事項を審議する議決機関として残す部分と、②理事会、理事長の諮問事項に答えるための諮問機関として位置づけるというように、基本規定を改正する必要がある。

第二は、評議員会の活性化についてである。

① 本学の評議員は、選任評議員が二百名以内と定められ、そのほかに職務上の評議員があり、その人数は現在十一名で合計二百十一名という多数にのぼっている。

出席する評議員は（平均で六五・一四%、百三十七人）まだしも、欠席の人で委任状さえ提出しない評議員も相当数にのぼっている。しかも、このように多数の評議員を招集して評議員会を開催しているものの、(1)予算案にしても、(2)決算承認案件にしても、学校会計の特殊性ということもあり、極めて専門的な議案である。短時間の審議で議決を予定している主催者側の思惑もあり、また、従来の慣例上のこともあって、質疑討論についても的を得た事項に絞り込むということは稀である。

いきおい理事長の一般的説明や学長の学事報告についての質問や意見に終始し、かつ、その内容も抽象的な内容にとどまるといのが現状である。

② 本学の現在の評議員会では、評議員会制度を設けている趣旨が十分に活かされているとは言えない。

学校法人に評議員会制度を設けさせているそもその理由は、理事・理事会の学校運営を監視し、理事の独断専行や行き過ぎを防止し、教育機関としてその使命を十全にさせようという目的にある。しかも、当該学校

を卒業したOBの愛校心の発露に期待し、変遷する時代の要請と課題にこたえ、良い意味での伝統を承継し将来に向けて創造的意見を求めながら、学校運営に参画させようとする趣旨にはかならない。

従って評議員会は、予算案や決算報告承認の審議ばかりでなく、それ以外学員が大きく関心をもっている大学の隆盛発展について、(1)長期ビジョンの策定・財政確立、(2)評価の向上施策、(3)スポーツの充実・発展、(4)学生の指導援助、(5)学生の推薦入学、就職斡旋等に関する事項について優れた慧知と創造的意見を求め、これらの事項について諮問を求めようにすることである。

評議員会はそこに自ら活性化を図り、評議員の大学に対する関心と理解を深めながら学員と大学とのきずなを強化しなければならない。

これら諮問機関として関与する事項を整理し、また、諮問に答えるための評議員会の開催を頻繁に行うように改める。

(2) 評議員の定数についての検討

① 評議員の定数については、本学の歴史的な経過と現状を分析し、将来の評議員会の機能を見越して相当とされる定数を検討する必要がある。特に、評議員の定数減員は、文部省から指摘されるまでもなく前向きに考慮すべきである。

② 本学の選任評議員の定数は、昭和二九年三月一日付けで改正施行されている基本規定で「二百名以内」と定められ、そのまま現在に至っている。

選任評議員のほかに、職務上の評議員があつて現在十一人、合計二百十一人である。これは、私立大学の中では突出して多数になっている。他大学の例を見ても日本大学百十七人、早稲田大学九十一人、慶応義塾大学百人、明治大学七十人、法政大学五十八人、立教大学五十人となっており、本学の場合は、文部省の指摘を待

つまでもなく極めて多数である。

③ 評議員の人数をこのようにしてきたのは、それなりに歴史的な経過とその背景があったといえることができるものの、(1)私立学校法四一条の規定(理事の定数の二倍をこえる数の評議員)の趣旨からいって極端に多いこと、(2)評議員会出席の人数は、ここ五年間の統計からいって平均六五・一四%相当の一三七人にとどまっており、約五一人が委任状出席となっていること。(3)前記のように評議員会の審議にしても、出席評議員が十分に理解していると考えられる程度に議案について質疑、討論がなされているとはいえない状況にあり、議決機関としては既に形骸化していること、(4)そこでは審議を形式的なものとするおそれがあるばかりでなく、悪意味でいえば無責任な態度を招来する危険さえある。(5)諮問機関として検討討議をする場合にしても、二百十人を越える人数の会議体は、実質的な審議をすることに支障を来すおそれがある。

④ 文部省は、新学部新設の申請などで基本規定の一部改正の事情聴取のたびに、本学の評議員の数が多過ぎ、また、委任状出席が多いこと。評議員の構成について、私立学校法第四四一条一項三号評議員を選任する規定がないこと等をあげ、評議員の機能を高めるよう「改善」を指摘している。

懇談会においても、評議員の定数「減員」を指摘し、その定数は百名から約百三十名程度にすべきであるという意見も出された。

評議員会の機能化、活性化を図るためにもこの際評議員の減員を早急に実現すべきである。

⑤ 評議員の定数減員論は、昭和五三年四月二四日の検討委員会の答申以前からも強く主張されてきている。しかし、学员側から、(1)学员の物心両面の協力を得、又は得ていくうえで障害となる。(2)現実問題として大幅な減員を実行することは「実現が困難」である。(3)評議員が多数だからといって評議員会の審議ができないわけではない。まして、全員が出席しているわけではない、という消極的理由で、減員論を牽制し、さらに増員論

を唱えるものもあり、最近も一部評議員からそのような主張がなされている。

そこでは、選任評議員を寄附要員として位置づけ、生涯の既得権のようにみなし、榮譽の対象として漫然と長期存在を許容し、評議員会をますます無機能にし、活性を失わしめる現状肯定として働くことになる。そこで、一方名誉評議員、賛助評議員制度を設けて、定数減員の受け皿を準備し、両面相まって実現することが大切である。

(3) 選任評議員の構成と選任方法についての検討

第一は選任評議員の構成についてである。

① 私立学校法四四条一項は、評議員に選任される者として、当該学校法人の教職員（一号評議員）、当該学校法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五歳以上のもの（二号評議員）、一号、二号評議員以外で寄附行為で定めるもの（三号評議員）、のうちから選任されたものと規定している。

② 本学の基本規定には①右でいう三号評議員の選任に関する規定がない。②選任評議員の被選資格について、その二七条一項では、選任評議員は、すべて学員のうちから選任すると定めている。③そしてその二項で、この法人の専任教職員を「学員」とすると規定している。従って、本学の基本規定は私立学校法四四条一項の一号評議員と二号評議員の選任に関する規定は曲がりなりに充足されているが、三号評議員の選任に関する規定が欠けていることになる。これが、文部省が指摘する「構成が排他的にならないように」という点である。

③ 選任評議員の構成について、従来から特に問題となってきたのは、一号評議員（教職員）と二号評議員（OB学員）の構成、その比率であるが、この際三号評議員の選任についても検討を加え、この部門の評議員の参入を迎えるようにして、評議員会の新たな活性化を図るべきである。

三号評議員の選任については、たとえば、(1)中央大学父母連絡会会員から選考されたもの二人、(2)東京都八

王子市から推薦されたもの一人、(3)日本私学振興財団から推薦されたもの一人、とするようなことも検討に値いしよう。

④ 教職員とOB学員の評議員構成比率については、従来教職員側は、評議員の同数配分を主張し、学员側は、学员の実数とその増加及び従来の既得権の考えからこれに全面的に反対し、詰まるところ意見調整という「妥協」で、運用に委ねられて今日に至っている。

そこでは、選任評議員の定数についての考え方と同じく、基本・原則についての討議をなおざりにしたまま、妥協的、事なかれ主義に運用しているのである。

職務上の評議員についての検討も必要であるが、三号評議員と職務上の評議員を予定しつつ、一号評議員（教職員）の人数にこれらの人数を加え、二号評議員（OB学员）はこれと同数にする、という案も、実現可能な構成論であろう。

⑤ 学员評議員、ここでいう二号評議員の学员内部における構成・選任が最も問題である。

現在の学员内部の選任評議員の選出は、分野的にはほぼ固定区分され、既得権のように維持されている。

選任評議員選出についての歴史的な経過と大学運営についての協力、貢献などがその背景になっているが、これを職域、職能別にまで固定し、これを既得権のように維持しているのは全く合理性がないものであって、早急に改められなければならない。

⑥ 評議員会の活性化を図り、その機能化をすすめるためには、分類別固定化を排斥し、次に(1)年齢の制限、(2)再重任回数制限を明確にし、さらに、(3)若年にして意欲のある学员を選出できるような評議員候補者の推薦方法を規則をもって定めるべきである。

高齢化がすすんでいる折柄、名誉評議員、賛助評議員制度を新設することにし、学员の選任評議員の推薦に

ついで、①新しく評議員に推薦する者については年齢七十歳未満、②任期満了者で再選する者については年齢七十五歳未満とし、③例外について厳しい規制をうたった、昭和五三年五月学員会会則改正の際の評議員選出規定に関連する申し合わせを、さらに厳しく規則化する。

第二は選任評議員候補者の推薦と選任方法である。

選任評議員の選任方法について、基本規定では選考委員会が選考した候補者について評議員会が選任すると定め、さらに、選考委員会の組織を規定している。

しかし、選任評議員の候補者の推薦方法についてはなんらの規定もなされていない。被選資格とともに推薦方法を規則で定めるようにすべきである。

なお、評議員の一部については「選挙」をもって選出するという提案がある。傾聴に値いする意見であるが、弊害も考慮して慎重に対処すべきである。

推薦評議員の候補者の推薦方法を規則で定める場合は、①退任評議員二名以上の推薦、②学員会協議員二十名以上の推薦、③学員会支部の推薦を必要とすることとし、④大学及び学員会に対する貢献、⑤候補者の評価基準を明らかにすべきである。

これは容易なことではないが、中央大学の飛躍と発展のために、各界が既得権的発想を棄て大同に就く気概に対処する必要がある。そのために、いちばん多くの評議員を選出しているわが法曹が率先範を示すべきである。

(4) 評議員会の議事運営の改善について

元評議員会議長故宮田光秀は、一九八九年五月刊行の「中大法曹」No.11に、「評議員会の活性化」について意見を発表し、評議員会の議事運営について概括的提言をされている。

議事運営については、僅か三ヶ条を規定しているにすぎず、すべて慣例によっているが、①総会に付する議案

の種別、②議案の通知、③発議権、④議案の趣旨説明、⑤質疑、質疑終局の動議、⑥議案の討議、討議終局の動議、⑦議案の可否、修正案の採決、⑧発言者、発言の許可、方法、⑨議事終了、⑩委員会、審議会の措置、その権限、議事、⑪議事録の作成等を、一般の「議事規則」に拠って制定すべきである。何よりも、「議決事項」、「諮問事項」の分類をはじめ、機能化、活性化に向けた、評議員会のあり方を検討し、規定化をすすめるべきである。

(5) 名誉評議員制度等の新設について

長年評議員として、本学の運営に協力し、物心両面の貢献をされ、退任される評議員については、その功績を賛え、その協力に感謝し、今後も引続いて指導協力を仰ぐため「名誉評議員」、「賛助評議員」又は「賛助学員」等の制度を新設すべきである。

「名誉評議員」制度の新設について、私は「中大法曹」No.11「評議員会制度の活性化」で触れ、提唱していたところであり、他大学の寄附行為にも名誉評議員制度を規定しているところもある。

この制度を新設することによって、①退任にあたってその功績を賛え、その名誉を表彰することができること、②後進に道を譲るため勇退の機会を設けることにもなり、③評議員の高齢化、固定化、長期化を防ぐことができ、④以上併せて評議員の若年化・活性化に寄与することができる。

ただし、名誉評議員という名称からすると、その数と処遇に限りがあるので、「賛助評議員」、又は「賛助学員」という処遇を設置すべきである、というのが今回の懇談会の意見であった。

そして、少なくとも名誉評議員は、基本規定の中にその根拠規定を設け、賛助評議員又は賛助学員については、附属の「規則」、又は「規程」に同じく根拠規定を設けるようにすべきである。

(6) 以上の意見、提案について、大いに議論を深め、できるだけ早い機会に、可能な部分の改正をすすめ、評議員会制度の改革を図るべきである。

以上



学校法人中央大学基本規定（寄附行為）改正問題について

学校法人中央大学理事

木戸口 久 治

一、本学の基本規定（寄附行為）は昭和二六年三月八日制定され、その後学内外の情勢の変化に応じ、数次の改正が行われ、現在に至っている。

現行基本規定は昭和四一年一月から同四四年四月にかけての学園紛争を契機として、従前の基本規定を根本的に見直すことを目的として、昭和四四年一月六日、当時の金子文六理事長の諮問機関として設置された「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）検討委員会」——以下検討委員会という——が実に八年五か月という長年月を費やし、衆知を集めて審議を行い、昭和五三年四月二四日理事長に答申し、これに基き理事長が同年七月一六日の評議員会に附議し、その議決を経たうえ、文部省の認可を受けて同年九月二七日から施行されたものである。

この検討委員会は教職員側より学長（嶋崎昌）以下二〇名、学員側より評議員会議長（大川博）以下二一名、計四一名の委員で構成された大委員会であり、わが中央大学法曹会よりは、富田喜作（副委員長）、谷村唯一郎（小委員長）、荻山虎雄（後の委員長）、今井忠男、大塚喜一郎、太田常雄、清水繁一、西山要、向江璋悦、山本清二郎、山本政喜、龍前茂三郎の諸氏一二名が委員として参画された。

検討委員会は、まず小委員会（小委員長谷村唯一郎）を設けて従前の基本規定の問題点を摘出、整理し、二九回にわたる審議の結果、昭和四七年六月二九日検討委員会小委員会報告書を検討委員会（当時の委員長荻山虎雄）に提出し、これを受けて検討委員会は、小委員会において整理された検討項目に従って審議をすすめるとともに、これと平行して、教職員側並びに学员側各分野（法曹会、南甲倶楽部、学员体育会、国会白門会等）の意見を聴聞したうえ、これを参酌しながら意見の集約を図ったが、教員側と学员側との意見に相当の隔たりがあつて平行線をたどつたため、昭和五二年一月より教員側委員の代表と、学员側委員の代表との間で懇談会（座長荻山虎雄）を設け、一〇回にわたり懇談を重ね、意見の調整を図つた結果、漸く昭和五二年一月一三日検討懇談会より検討委員会に対し報告書を提出し、検討委員会はこれを受けて再度審議を行い、昭和五三年四月二四日には至り荻山委員長より当時の渋谷健一理事長に対し検討委員会答申書を提出した。これに基づき、前掲の順序に従い基本規定の改正が行われたものである。

ところでこの検討委員会に於て検討の対象となつた事項は①総長制度、特に総長と学長との関係に関する事項、総長の被選資格に関する事項②役員に関する事項、特に各学部長および事務局長をその在職中職務上理事とすることの可否、および理事の定数③評議員会に関する事項特に選任評議員の定数、選任評議員の構成、およびその選任方法並びに議決事項④研究所に関する事項⑤資産、会計および収益事業に関する事項等々多岐にわたるが、紙数の関係でここでは総長制度と、総長の被選資格の問題についてのみ、いくらか詳細に述べ、併せてその後における総長選考の経緯についてもその要点を述べることとする。

二、検討委員会においては教員側は一貫して総長不要論を主張し、その理由として①現行総長制は理論的には責任体制が曖昧になる虞れがあり、経験的にも弊害があつた。従つて経営については理事長、教員については学長がそれぞれ責任を負う体制をつくるのが妥当であつて総長制は必要がない。②学長のほかに総長を置くこととした場合

には、総長と学長との権限が問題になる。もし教学事項に関し総長と学長との間に意見の対立が生じた場合、現行基本規定（改正前）では、学長は総長の統轄下にあるので、学長は総長の指示に従わなければならないわけであるが、そうなると大学自治の根幹に觸れる問題になる。③学校教育法第五八条では「学長は校務を掌り、所属職員を統督する」と規定して、教学の主宰者は学長であることを定めている。これらの点から考えて、学長のほかに総長を置くことは理論的に必要ではない。

これに対し学員側はこぞって総長存置論を主張した。その理由は①学校教育法第五八条に総長に関する規定がないからといって、私立大学に学長のほか総長を置いてはならないという何らの制限はない。総長存置についての可否は、専ら中央大学固有の問題として、実質的にその必要性があるか否かによって決すべきである。②単科大学の場合はともかく、中央大学は現在五学部、三研究所、三高等学校（当時）を擁する総合大学であつて、その教学面を担当し、かつ、法人の設置するこれら学校その他の学術研究機関を総括する機関としての総長は、経営面において法人を代表する理事長とは違った意味での教育機関の代表者として、教学と法人との間の利害を調整し、かつ、大学のシンボルとして、その対外的活動や折衝の役割を担うためのポストとして必要である。③教学側は学長のほかに総長を置いた場合、総長と学長との意見が対立したときには結局学長が総長の指示に従わなければならないことになり、大学の自治が侵害されるおそれがあると危惧するが、このような場合には総長、学長に理事長を加えて充分話し合い、或は学内与論に訴えれば最終的には意見の対立は解消するので大学の自治が侵害されるという事態は起こり得ない。④有名私立大学の殆どは学長のほかに総長を置いているが、特に意見の対立が生じ、大学の自治が侵害されたという事例を聞かない。

三、以上のような議論が繰り返され、教学側と学員側との意見が平行線をたどつたが、検討懇談会において両者の妥協について協議を重ねた結果、現行基本規定（改正前）第四条第二項に「総長は教学に関する事項を主宰し」と

あって、この条項が、学長に関する規則第二条の「学長は中央大学の校務を掌り、所属職員を統督する」との規定による学長の教学主宰権を侵すのではないかとの懸念によるものと考えられるので、この第四条第二項の「教学に関する事項を主宰し」とある部分を削除し、「総長はこの法人の設置する学校その他学術研究機関を総括統理する」と改めれば、総長と学長との職務権限の抵觸の問題もなくなるということで、教学側も学員側もこれを受け容れ、結局総長制を存置することで妥協したのである。

四、次に総長の被選資格問題について、教学側は総長制度の存置を認めるのと引換に「総長は中央大学教授の中から選考すること」を強く主張した。これに対し学員側は総長を教学出身者から選考することには基本的には賛成したが、基本規定のうえで中央大学教授又は名誉教授に限るということを明定するのは、将来いかなる事態を生ずるかかわからず、また学内に総長適任者が見当たらない場合もあり得ることを想定すれば基本規定で限定的に明記すべきではなく、原則として中央大学教授の中から選考することとし、例外もあり得る余地を残して置くことを主張し、かつ、これは基本規定に明定すべきではなく、評議員会の附帯決議によるべきことを主張した。そして結局昭和五年七月一六日の評議員会の附帯決議をもって「総長は原則として中央大学教授の中から選考するものとする」と定めた。

五、以上の経緯を経て基本規定が改正施行された後、改正基本規定による総長を選考すべく、同年一月一八日第一回総長選考委員会、翌五年六月一日第二回選考委員会が開かれた。そして第二回選考委員会において、当時の理事長であった渋谷健一選考委員長より教学側に対し、総長選考のため至急総長候補者を推薦されたい、と要請した。これは前掲評議員会の附帯決議により「総長は原則として中央大学教授の中から選考するものとする」とされているにもかかわらず、その推薦方法についてなんらの規定もなかったため、理事長は原則として総長を選出すべき立場にある教学側に対し、総長候補者の推薦を要請したものである。

ところが当時教学側においては学内の意思統一が円滑を欠いていた事情等もあって、具体的候補者について一致した結論を得ることができず、徒らに総長候補者の推薦が遅延した。この間昭和五九年七月及び昭和六三年四月の二回にわたり堂野学員会会長らより「速やかに総長選考の手続を開始せられたい」との要請書が渋谷理事長、山本理事長宛に提出された。

六、そこで平成元年四月一〇日、理事長の諮問機関として「総長に関する検討委員会」が設置され、同年六月一三日の第一回検討委員会において、山本理事長より「本学の総長制度については現行基本規定（第四条）において、その存置が明定されている。しかし現実には長年にわたり総長不在の状況が続いている。こうした総長の長期的不在の継続は、学内外に対して必ずしも正常な状態との印象を与えず、また、このまま放置しておくことは、基本規定の信頼性にも重大な影響を及ぼしかねない。よって、このような状況を招来せしめている要因について、その制度の内容を中心に、多面的な調査、検討を加え、問題点を摘出、整理し、今後措置すべき方策を策定する必要がある」との思料する。当委員会においては、右諮問の主旨を充分踏まえられ、答申を賜りたい」との諮問がなされた。総長に関する検討委員会（委員長堂野達也）は平成元年六月一三日より平成二年四月一七日まで八回の委員会を開催し、現行総長制度成立の経緯、その存続改廃並びに長期間総長の選任を見なかった原因、その他これらに関連する事項について検討を加えた。

検討委員会において教学側は、十数年の長きにわたって総長候補者を推薦できなかったのは、数次にわたってその推薦のための会議を開き努力を重ねたが、その都度具体的候補者について一致した結論を得ることができず、一人に絞り切れなかったと弁解し、かつ、現時点においては教学側の一部に再び総長不要論が擡頭しつつあると主張し、さらに、現行基本規定の下で早急に総長を選任するとすれば当面次の処置を講ぜられるよう配慮されたい、と提言した。①学長たる教授を総長に選任すること、②選任にあたっては総長と学長の任期が重なるようにすること、

③上記二点は基本規定の改正が実現するまで慣行として遵守すること、というものであった。

しかし、学員側はこの提言は、結局のところ、学長たる教授を総長に選任するのであれば総長候補者を推薦するというものであり、これでは総長選考委員会は、推薦された学長のみを総長に選任せざるを得ないこととなり、このような方法で総長を選考することは総長選考委員会の存在と、その権限に抵触し、選考委員会を形骸化するものであると主張した。

しかし検討委員会としては教学側より候補者の推薦がなければ総長の選考ができない状況にあったため、たとえ学長であっても教学側が総長候補者として推薦することを明らかにした以上これを受けて総長の選考に着手する外はないと考え、平成二年四月一七日付答申書を以て理事長に対し、教学側より総長候補者の推薦を俟って総長選考委員会を開き、総長選考手続に着手せられたいと要請した。

七、その後同年一〇月一〇日学長選挙が行われ、学長に文学部高木友之助教授が当選し、ついで同月一二日教学側より高木友之助文学部教授を総長候補者として選考委員会に推薦した。そして同年一月二日第五回総長選考委員会が開催され、満場一致を以て高木友之助文学部教授を総長に選考し、同月五日の理事会において同教授を総長に選任した。

このようにして現在高木友之助教授が総長と学長を兼ね、教学に関する業務を掌り、特別の支障や混乱はない。八、ところが平成三年五月二五日開催の評議員会において、一部の評議員から、理事長報告に対する質疑、あるいは「評議員会開催請求書」なる書面をもって、現行基本規定による総長の選任方法等について幾つかの質問ないし提言がなされ、また評議員の定数、その選任方法及び活性化等についても提言がなされた。

これらの提言を受けて、理事会では平成三年一月二五日、理事会内に基本規定検討懇談会を設置することとし、平成四年一月二〇日の第一回検討懇談会において、山本理事長より「学校法人中央大学基本規定（寄附行為）に関

する問題点を摘出、整理し、理事会として措置すべき方策について理事長に具申されたい」旨の諮問がなされた。この懇談会（座長木戸口久治）は平成四年一月二〇日より同年一月二六日まで一〇回の懇談会を開催し、漸く同年一月二六日その具申書を山本理事長に提出した。（この具申書は平成五年一月各評議員に送付されたので、その内容の詳細な説明は省略する。）

九、検討懇談会において摘出、整理された事項は①総長制度について、②理事、監事制度について、③評議員会制度について、④研究所について、⑤収益事業について、⑥文部省の指摘事項についてと多岐にわたるが、懇談会の任務は、基本規定に内在する全ての問題点を洗い出し、検討委員会と同じように議論することまでは必要でなく、基本的に取組むべき問題点を摘出し、それをどのように取り扱うべきかを審議し、理事会に報告することにあるとの認識のもとに、これらの問題について理事会として如何なる方策を講ずることが相当であるかの意見を具申するにとどめた。今後理事会としては評議員会のもとに改めて理事長の諮問機関として基本規定（寄附行為）検討委員会（仮称）を設置し、検討される筈であるが、その際はわが中央大学法曹会よりも多数の委員が選出されることとされるので、今から十分な調査研究を行われることを期待したい。昭和四四年一月に発足した、さきの基本規定検討委員会に、わが中央大学法曹会から選出された一二名の委員のうち谷村、荻山、富田、今井、大塚、清水、向江、山本（政）、龍前の九名の先生方は既に他界され、現存者は山本現理事長と、太田常雄氏に、その後補欠選任された（昭和四九、四、二三）小木貞一氏と私のみとなった（西山要氏は神戸移住のため辞任された）。私も既に高齢に達したので、この検討委員会の経過と内容は是非新しく選任される委員諸氏に引継いで置きたいと思い、冗長を顧みず書き記した。ご参考となれば幸いである。

（平五、一、三〇）

中央大学のイメージあれこれ



学校法人中央大学理事

設 楽 敏 男

一 私は、平成二年の春、中央大学理事に選任され、この会報の発刊される頃は退任ということになります。この二年半というものは、真の意味で中央大学の二一世紀めざす胎動期と申しましょうか、沢山の難しくも、新しい問題が山積しておりました。思い出します、序不同で申し上げますと、新学部（政策学部）の新設、大学の長期財政問題の検討、吉祥寺の硬式野球場の八王子キャンパス移転（硬式野球場の処分を含む）、学費改正、既存学部（理工・文学・法学・経済・商学）の改革等でありましたが、それらは次々に処理され、または着々進行中で、大学は今や、法人、教学一体となって、活気に溢れております。一方財政面では、八王子移転に伴う借入金返済が、ここ数年で解消するという朗報の半面、傘下高校の建設にかかる資金調達の問題もあり、依然楽観は許されません。さらに、人口構成の変化に伴う、入学適齢者数の激減という事態を迎えて、わが中央大学のみならず、私立大学全般が、存廃をかけての正念場にさしかかっております。

二 それゆえにこそ、母校は可能な進路を求めて前述の諸問題に対処してきたのでありますが、私は、これらの対策は、当然の前提として、さらに、もう一匙、二匙の物足りなさを感じるのであります。たとえば、OBの中で、久

しく囁かれてきた正月恒例の箱根大学駅伝の成績が今一つぱっとしない、司法試験の合格数の順位の低迷、東都大
学リーグの報道に中央大学の名前が一向にあらわれない、中央大学の俸給は他に比べ高給だというのが、教授に著名
な学者が少ない、いい先生がなぜ来ないのか等々の風聞を聞きます。私も、理事になる前は、これらが気になって
いたことは、事実でありました。しかし今では、誤解の部分もあり、また、大学としても前向きに対処されている
ことがよくわかるようになりました。ここで一々詳細を述べることは差し控えますが、いわゆるスポーツ入学の枠
の見直し、大学直営による司法試験対策（研究室の新設、答案練習制度、一貫した法曹養成システム、受験のため
の留年生に対する優遇措置）の実施、硬式野球場の八王子キャンパス内への移転並びに合宿寮の建設、教員の業績
等に対する評価制度の検討、学生に対する奨学金制度の拡充等が既に行われ、あるいは検討されることになってい
ます。

これらの諸対策は、おいおいその効果を發揮するものと思われませんが、私は、これらの対策が、学内限りの規則
としてのみ運用されるだけであつたら、その効果が学外的には、半減するのではないかと、案じます。なぜならば、
これらのことは、大なり、小なり、他の大学でも行っていることであり、形式的な学内紙の報告のみでは、OBは
もとより、志望者一般に知られる機会に極めて限定的にならざるを得ないのであります。

三 私、何もここで、これらの事項を学外に広告をする必要がある、とまでいうつもりはありません。実は、私は、
今年の春、新幹線京都駅のフォーラムで、ある広告看板を見ました。それは「PURPOSE DOSHISHA」
とわずか二行で、くっきりと表現されていました。私は、思わずしばし見とれていました。人によって受け止め方
は違うでしょうが、私には、極めて新鮮・強烈、そして狙いが、説明的でなく、私の直感に訴えるものがあつたか
らでありました。さらにいえば、創立者新島襄氏の建学の精神に触れているように見えました。考えてみると、私
の限られた知識の中のこの大学のイメージと合つたということです。

ひるがえって、私は、母校中央大学のイメージは、何かと考えてみました。昭和一七年九月卒業の私には、先ず「質実剛健」という言葉が浮かびます。当時のOBの誰れもが体験したことで、学生証の表紙の四隅には、確か質・実・剛・健の四文字が印刷されていたことを覚えています。これは「法科の中央大学」を目指して、集った学生には、正に実感であったと思います。そして卒業生の社会的活動もこれを裏付けるものがあり、母校の自他ともに認められたイメージとなっていたと思われれます。

しかし八王子の大キャンパスに移転した現在の母校の学生の実情に鑑みると、到底ふさわしいイメージとは思えません。日本経済の大発展がこのようにしたともいえませんが、のびのびと、広いキャンパスに学ぶ学生諸君の明るい表情を見る限り、ままた悲壮感・耐乏感・禁欲感等を伴う「質実剛健」のイメージは、少なくとも外形的には、認められないと思われれます。

私が、ここでいいたいことは、大学の努力が、前述のとおりなされているという実績と伝統的にOBに受け継がれてきた「質実剛健」の気風に加え、さらに「法科の中央大学」の名声を加味したものに、母校の現状を包含した新しいイメージが欲しい、ということでもあります。単的にいえば、ここまで発展・拡充した母校にふさわしいイメージが欲しいということでもあります。

四 私 が 大 学 で、 実 感 し た 幾 つ か の 事 例 を 申 し ま し ょ う。

大学は、かねて学生の家庭との結び付き重視し、全国的に父母連絡協議会を組織し、積極的活動を行っており、私の知人の子息で文学部の学生がありますが、病気で長期間、欠席をしていたところ、ゼミ担当の教授から、再三にわたり、分厚い手紙をいただき、病状の照会、ゼミの進捗状況、激励等を受け、本人も発奮し、将来、教員にならうとして、勉学に勤しんでいるとのことでもあります。勿論父母は、大学に対し、深い感謝と信頼をもっており、これは氷山の一角で、実際に各学部で行われているように聞いています。

大学と各地域との交流も盛んで、ときに学会とともに、中大デー、講演会等で教授も協力しているとか、ホームカミングデーとして、毎年キャンパスにOBと家族を招いて、大学の現状を見てもらうとともに、親睦を重ねる努力をしております。

さらに、これは私が申すことではないと思いますが、教学としても、各学部では、真摯な改革が行われております。私の承知している限りで申し上げますと、学部の従来の学問的追求を目的とする方向と、新思考の下に、国際化、情報化、実務化の社会的な要請を受けて、即戦的、実践的な勉学をする方向に、カリキュラムを分科しつつあります。

また、前述の学費の改正にあたり、母校では、学費の一定割合を、学生に還元するという基本方針がとられ、奨学金制度その他の施設・制度の整備・拡充の支出に向けられております。OB等からの寄付と併せ、有為な学生の勉学に貢献するものと信じます。また、学生食堂、売店等のサービス施設にも向けられると承知しております。

最後に大学当局としては、さらに校舎・施設・教育機器等のライフサイクルに対処すべく、当面の応急対策を含め、諸般の準備を考えていると承知しています。かくして、母校は厳しい財政事情のなかで、来るべき時に備えているのです。

五 来るべき時とは、ここでは、差し迫る大学受験者数の激減時のことであります。母校の前述の諸対応や実情が、受験生やその家族の重要な関心事であります。学費に対する依存率の高いわが国の私立大学では、相当数の在学学生なくして、維持が困難です。母校に勉学を志望する学生を得るためには、「良い大学」「特色のある大学」「安心して勉強ができる大学」「伝統のある大学」「良い先生のいる大学」「将来就職のとき、他に優るとも劣らない大学」「教育環境、施設が整備されている大学」「知名度の高い大学」等々でなければなりません。資質のよい学生が集まるためには、これらの諸条件の完備が期待されます。私は、我が母校が正にこれに該当すると信じます。そしてこれらの諸条件を包括・統合した新しい中央大学のイメージが普及することを期待しています。そしてそれには、中央大

学にふさわしい広報活動が欠かせないと思います。大学のイメージは、作るものではなく、自然に出来るものであるという意見もありましょう。そうかもしれないですね。しかし時かぬ種は生えず、折角、種を蒔いても、放置したままでは、路傍の花として朽ちてしまいかねません。時間がないのです。

以上言葉足らずの雑文を書きましたが、意のあるところを、お斟み取りください。

(平四・九・二二)

法曹会に何を望むか

—中大法曹への期待と提言—



学校法人中央大学監事

縄 稚 登

一、はじめに

中大法曹への期待と提言は、広義においては、法曹会は学会の一支部であるところから学会への期待と提言ということになる。母校である中央大学の発展・興隆は学会或いは支部としての法曹会の発展・興隆につながるものであるから三九万卒業生の母校愛による理解ある支持なくしては期待できない。その意味から両者は相互促進的な関係がある。従って、改めていうまでもないことであるが、学会の目的は「学員相互の親睦を図り、母校中央大学の発展とその使命達成に寄与すること」とあり、法曹会の目的は「会員相互の親睦をはかるとともに、中央大学の興隆と司法の発展に寄与すること」とあり（両会則第二条）、何れも「母校の発展、興隆」を目的として掲げていることは当然のことである。

よって、私は、大学の役員、特に監事としての立場から三年間、月二回の定例理事会に常時出席し、或いはその間文部省の、新設学部並びに新設学科設置申請に関する説明聴取（ヒヤリング）に出席したりした職責として、大学の財政状況と理事の業務執行状況の監査を通じての経験をふまえて、「大学の現状と将来への展望」を法曹会に

お伝えし、可能な限りの理解を深めていただき、且つ実践活動の中に活かしてもらおうことが現在緊急にして且つ必要なことではなからうかと考える。

二、大学の当面する問題点について

(1) 一八八五年(明治一八年)に英吉利法律学校として創設されたわが中央大学は、一九八五年(昭和六〇年)に創立百周年を終え、二一世紀の私学の雄たらんとする第二世紀の歩みは既に七年を経過した現在、四二年ぶりに新たに平成五年度(本年)から総合政策学部の新設を見、ここに六学部から成る総合大学が完成した。更には本年同時に、法学部に国際企業関係法学科、経済学部が新設され、尚、六年度には商学部が金融学科の新設計画に鋭意取り組んでおり、名実共に多摩キャンパスを中心に、教育、研究活動は一層新たな発展を目指している。大学の施設面での充実は、多摩校舎、理工学部の増建設、新設学部棟の新建設、硬式野球場および一般学生用フィールドの建設等百周年記念行事に関する事業は基本的には完了した。

(2) さて、近年、わが国の私立大学の当面する問題は、一八才人口の減少に伴う経営の問題がある。即ち、大学進学年令に該当する一八才人口は一九九二年(平成四年)の二〇六万人をピークとし、以後急減し、二〇〇〇年(平成一二年)には一九六〇年(昭和三五年)を下回る一五〇万人にまで低下し、その後は暫く横這いに推移すると予測されている。

(3) 次に国際化への対応、国庫補助金の削減傾向、基礎研究を中心とした研究機能の充実、大学院の改編、入試改革、時代への要請に 대응する教育研究組織体制の再編、大学の解放、大学教育に対する質的転換の要請など、将来の大学の浮沈にかかわるような重要な課題をかかえている。そのような中で、大学の経営と管理運営に求められるものは、大学の目標を、中、長期的な教育、研究充実にかかる計画を策定し、その目標達成のため合理的な意思形成と決定であり、更には目標達成実現のためには先ず大学財政基盤の整備充実と確立が必要不

可欠である。そのためには、大学財政の現状を改善し、学費収入のほかに内部努力による資金の増大及び広く外部からの資金導入等を行い、これらの財源の均衡も考えるべきである。

三、大学財政の現状とその認識のために

(1) 現在のわが国の私立大学財政は、經常収入の大半を在学生から徴収する学費収入に依存しており、私立大学連盟加盟大学の平均で見ると、帰属収入に占める学生納付金の比率は六〇%台で推移しているが、本学における平成四、五年度予算にみる学費依存度は六九・二%、六九・六%であり、国庫補助金を加え、夫々七九%、七八・四%であり、寄附金が三・八%、三・四%である。本学にはもはや資金調達のために売却できる資産はないばかりか自主的な大学改革を実施するための学部、学科新設に伴い、大学院の改革も検討されなければならないと同時に、教育、研究条件の整備のための多額の財源を必要とするが、当分の間は、財政の確立及び施設等教育、研究条件の改善は残念ながら望むことができない状況にある。

(2) 従って今後の計画のために必要な出費は寄附金か借入金に頼らない限りは、学費収入からの支出ということにならざるをえないし、借入金による支出も、その返済は經常収入からなされる限り、結局は学費収入かち支出せざるをえないわけである。然し乍ら、私立大学の収入源が主として学生納付金に依存していることとかかる財源からの支出の拡大は在学生に対して期待しうる利益還元との兼ね合いからの制約があり、かかる制約を越えた支出を伴うものは、国庫補助金の増額、寄附金募集（募金）計画の資金調達により可能となるものである。我々が二一世紀を展望し本学の未来像を期待するに必要なことは、学校法人会計基準にいう消費収支の均衡をはかることは勿論のこと、年々の消費支出を果実によってある程度賄える資産を保有する状態を期待するものであるが、これには限界があるから、寄附金を経常的、計画的に資金充当していく方法が望ましいことであり、本学の更なる発展のため、大学、学生、学員が三位一体となって、司法試験等の合格者の増加、スポーツの振興等を図るこ

とが二世紀における母校発展の基盤となる。尤より資金調達（募金）が有効に機能するためには大学の教育、研究の社会的貢献度が従来より以上に増大しなければならぬが、この募金と大学の将来の展望との間には相互依存促進的な関係がある。

(3) そこで本学では平成元年一月から五年間計画で「教育、研究の振興資金」募金委員会を設置し、寄附金を募集している。即ち、

- ① 国際交流のより一層の推進を図るための基金 一〇億円
- ② スポーツの強化のための振興資金 一〇億円
- ③ 教育、研究諸条件整備のための資金 二億円

以上目標額二二億円である。この寄附金は創立後の歴史の区切りを記念するといった意味のものではなく、教育や研究活動のうち、一般的な学費に全面的に依存することがふさわしくないような大学の事業を遂行するための財源として募集するものであり、一部を除き基金化し、その果実を事業に充てるものである。この募金活動は、平成五年三月末現在、申込額は約八億四三〇〇万円となっているが、学員会支部を通じて学員の申込件数も増加の傾向にあるが、目標額からみれば期待通りの結果にはなっていないが、何れ募金の趣旨が理解され、協力が得られれば増加していくと思われるが今後共学員に対しては一層のご協力をお願いする次第である。ちなみに、百周年記念募金とはその趣旨において相違があるが、百周年記念募金の時も学員三〇万人余のうち個人募金をしたのは約二万六千四百余名であり、全学員数の七％に過ぎない。慶応大学では創立一二五周年（昭和五六年）の寄付金募集は大学当局が当初立てた募金目標額一二〇億円をたちまち達成して、二〇〇億円近くを集めるに及んだ。早稲田大学は創立一〇〇周年事業（昭和五七年）として一六〇億円の寄付金を集めた。慶応大学では校友も藤沢への校風移植に懸命で、平成二年から藤沢キャンパス内に緑を植える運動を展開中であり、平成七年を目標に一

○億円の募金で二四万本の苗木を植えるが、そのうち既に七億円以上を集め終えているとのことである。本学の募金活動の活性化のためには、協議員、評議員を全員募金委員とし、目標額達成のため協力的な体制を作るべきであり、そのためには募金状況の実態、大学の財政状況等の現状を理解してもらわなければならない。

四、本学の財政の現状について

(1) 二一世紀に向けて名実共に本学を私大のトップレベルに押し上げていくためには、教育、研究条件の整備が必要であり、改善すべき課題は山積している。

然るに本学の財政事情は学費改定による増収額よりも人件費や教育研究経費等の自然増等による支出増加額が大きき、結局、学費依存型を脱却した財政基盤の確立にまでは程遠い現状である。

(2) 学校法人は、企業や公益法人と異なり、文部省の定めた学校法人会計基準により行うことになっている。これは公共的性格と補助金の交付を受けるからである。この会計基準に従って財政状況を占検してみると、先ず、第一に、資金収支計算のうち、前受金が次年度に繰り越されているかどうか。期中の借入金がどの程度発生しているかが健全財政のポイントである。第二に、消費収入と消費支出のバランスがとれているかが健全財政のポイントである。

(イ) 右の検証方法に基づいてこれを見ると、平成四、五年度予算からみると、前受金保有率は一〇〇%を下回っており、夫々、五四%、五〇%となっている。残念ながら同規模他大学に比べて一〇〇%を下回っているのは本学だけで、他は平均二〇〇%を超えており、それに対比して余りにも格差がありすぎる。期中借入金も平成四年度三九億円、平成五年度二八億円であるところからみると、次年度の納付金を前年度でくいつぶしているから、期中二五億円から三〇億円の借入れをしなければならなかったものである。なお、今後の前受金一〇〇%の達成率は収支の見通しの推定としては、平成九年度となっている。

(四) 平成四年度予算における消費収支差額は新学部棟建設等の諸計画の進捗に伴い、八四億円の当年度消費支出超過額となり、大巾な赤字予算となっているがこれは、他大学に対比して消費収支のバランスは、一四一％であり異常に高い数値である。(但し、これは新学部棟等建設のための本年度のみの特異現象である)

(ハ) 納付金に対する人件費の割合を示す「人件費依存率」は、高比率となると問題であるが、本学は平成五年度予算においても、九六・三％で、他大学に比して依然として高く、納付金と人件費の水準は調和がとれたものとはいえず、納付金が高人件費によって費消されている比率が高すぎる。

(ニ) 設備の購入、基金への組入れを可能にする「消費支出比率」も他大学平均に対比して高い(二〇二％)が、これは経営上の余裕のない状況を示すものといえよう。

以上のとおり本学は同規模他大学と比較して財政状況は決して良好とはいえないどころか悪いといっても過言ではない。

五、本学の財政基盤確立のために

(1) 本学の財政基盤を確立するためには如何になすべきか。その具体的対策如何といえは次のとおりである。

(イ) 先ず前受金一〇〇％を保有可能な資金状態を確保することである。これを維持していないと支払資金が不足し、期中借入金が必要となり、無駄な利息を約一億円も支払うことになるからである。

(ロ) 人件費の納付金依存率(現在約九六・八％前後)をできるだけ低下させ、基金の拡充と減価償却額を積み立て可能な余裕ある財政状態を作り出すことである。

(ハ) 寄附金募集の成果を挙げることである。これは前述のとおりである。

(ニ) 人件費水準の適正化と合理化に努めることである。具体的には教員の研究業績顕著な場合の処遇評価と職員の考課基準と連動した給与体系の確立を図ることである。

(2) 以上のとおり私学財政の特徴から財源は限定されている現状から所謂「副業」(収益事業)―私学法第二六条―)でもしない限りは私学の財政的基盤は究めて不安定である。本学においても収入増加の期待は極めて困難であることを考えると、学外資金導入の方法や収益事業を検討して新たな財源を確保することは、将来の大学財政基盤の確立にとり大切なことである。

(3) 学外資金の導入については、学術研究提携と資金導入の理論・基準・方法についてのガイドライン作成とか、寄附免税範囲、受け皿、事務組織等の問題点を整備構築しなければならぬので、早急に望むべくもないが、収入構造の抜本的改善のために収益事業を行うことは基本的方向として考えられるべきである。現状のままの収益事業では本学財政に大きく寄与しているとは到底いえないし、専従職員の努力も限界があり、むしろ法人の外に本学が出資する別会社を設立して他大学の如く安定収入を図ることを検討すべきである。

六、法曹会に何を望むか

第一に本学の財政状況を理解され、そのまま放置すれば確実に大学の財政は悪化するであろうとの認識を基本的に持ってもらいたいということである。

第二に法曹会に期待することは次の事項に対する協力、支援体制の強化、確立である。

(1) 法職講座並に司法演習なる講義への協力体制である。法職講座については従来共多大の協力、努力を尽していることではあるが更に一層の強力なるご支援をお願いする。いうまでもないことではあるが、司法試験では東大、早稲田を抜かなければならない。低落気味の中で学生は健闘しているとの意見もあるが、教職員、法曹会、学生が三位一体となって努力しなければ一位にはなれない。

(2) 大学の基本規定の検討に取り組んでいただきたい。現在、大学理事会で検討した理事会内基本規定(寄附行為)検討懇談会(委員十一名)で取り上げた改正の問題点について措置すべき方策として、評議員会に検討委員会を

設置し、広く各界の意見を求めることになったが、当然のことながら、法曹会も大学問題委員会において衆智を集めて十分に研究、検討を重ねてよりよき改善案を具申していただきたい。尚、検討すべき問題点は、①総長制度②理事、監事制度③評議員会制度④研究所⑤収益事業についてである。

(3) 大学役員（理事・監事）並びに評議員に有能な熱意と実行力のある人材を送り込んでいただきたい。法人の理事会は実質的な最高意思決定機関と解すべきであり、理事の選任に際しては、選任方法は現行の方式を基本的には踏襲しながらも、大学を理解し、母校愛に富んだ有能な人材の選任を可能にすべきである。尚、意思決定機関と執行機関性の両面から継続事項、政策、方針に關しての管理運営上の継続性をはかることが、意思決定の迅速化と審議の実質化をはかる見地から、大学の発展のために欠くべからざることである故に、理・監事の改選に當っては、半数乃至三分の一の交替選任を可能にするよう選任することが望ましい。

(4) 母校との強いきつな樹立のために積極的に協力してもらいたい。

本大学は創立以来一世紀以上にわたり、約四〇万人の学員を世に送り出してきた。駿河台、多摩のキャンパスで学び育った学員は、社会の各方面での大いなる活躍を続けておりその勢力拡大は大学の評価につながる。共に、逆に大学の発展、名声もまた学員個々に対する評価に反映していくことでもある。その意味で学員は教職員・学生・父母と共に中央大学を構成するコミュニティの一員である。大学が学員会に対し、財政面、管理運営面での協力を願うのは、大学の発展のために必要なことである。大学は学員に対し働きかけを行ってきたが、それは財政面、運営面のみではなく、在学中の教育と勉学、師弟関係と学友、課外活動の思い出や感激、卒業後の母校の社会的活躍の成果（スポーツ及び教育、研究の面では司法試験、公務員試験、公認会計士試験等就職状況、政治・経済・文化の各方面の活躍等）などが、母校愛となり、大学と学員とのつながりを強化なものとしているから、今後共、大学はこのきずなを永久に強くしていかなばならない。それ故に、多摩キャンパスに機会を見て足を運

び、自己の眼で大学の現状を見て過去を回顧し、将来像を想定しながら大学への愛情を確かめてもらいたい。

第三に法曹会の活性化のために何をなすべきか。魅力ある法曹会にするためにはどうしたらよいのかという問題がある。

このことは法曹会は親睦懇親団体であって母校の興隆と司法の発展に寄与するための活動は如何にあるべきか、如何なることをなすべきか、そのための活動、運営方針として次のことを提案する。

- (1) 人事については、期別、出席状況、学研連、法職関係等を勘案し、適材適所主義を基本とすること。
- (2) 研究会、講演会、教授との意見交換等を活発化する。例えば、ホームカムイングデイ、観桜会、文化講演会、司試合格者祝賀会、他支部との交流にはつとめて出席すること。

(3) 予算案の審議

以上のことは易く行方は難しであるが、明日の中大法曹の発展と母校の興隆のために少しでも実践していくことが必要なことである。